



年末調整に関して

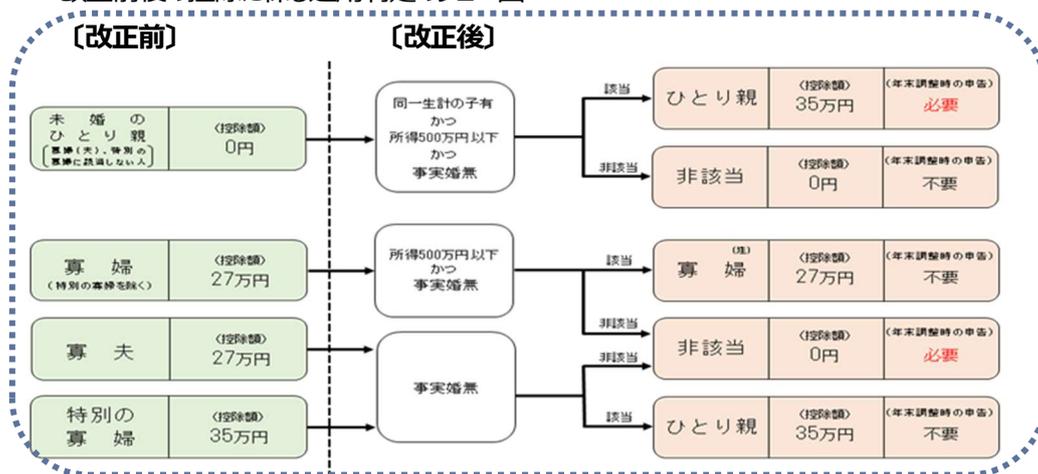
今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。今回は年末調整に関して、注意すべきポイントをお伝えしていきます！

【年末調整チェックリスト】 年末調整で間違えやすいポイントをチェックリストにしてまとめました。ご参考くださいませ。

| 区分 | チェック項目 | 備考 |
|-------------------------------|--|---|
| 扶養控除 配偶者(特別) 控除 | <input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上ですか。 | 平成17年1月1日以前に生まれた方が対象です。 |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、配偶者の各合計所得は48万円以下ですか。 | 48万～133万円の配偶者は配偶者特別控除を適用できます。 |
| | <input type="checkbox"/> 別居している場合、生計を一にする事実がありますか。 | 常に生活費の送金をしている、などが当てはまります。 |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象親族が国外居住親族である場合、親族関係書類や送金関係書類の提出・提示を受けましたか。 | 戸籍の附票やパスポートの写し等が該当します。 |
| | <input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。 | 下の判定図を参考に、注意して記載してください。 |
| | <input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除を重複適用していませんか。 | |
| 生命保険料 社会保険料 地震保険料 控除 | <input type="checkbox"/> 保険金等の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。 | 一定の範囲内の人とは「払込みをする者又はその配偶者その他の親族」です。 |
| | <input type="checkbox"/> 余剰金や割戻金は、支払保険料から控除されていますか。 | 受け取った余剰金や割戻金は支払保険料から差し引いて計算します。 |
| | <input type="checkbox"/> 保険料・掛金等の支払に関する証明書類はありますか。 | 会社からの天引きでない場合は納付事実を確認しましょう。 |
| | <input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払いましたか。 | 支払をした人の控除となります。 |
| 住宅借入金等 特別控除 | <input type="checkbox"/> 以下3点全て当てはまりますか。 ①住宅の取得をした人と所得者本人は同一人です。 ②本年12/31まで引き続き居住しています。 ③借入等をしている人と申告者は同一人です。 | 年末調整で住宅借入金等特別控除を受けるためには、以下の資料が必要となります。 ①金融機関発行：住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ②税務署発行：給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 |
| | <input type="checkbox"/> 住宅ローン控除の控除率は確認しましたか。 | 住宅借入金等特別控除申告書で確認できます。 |
| | <input type="checkbox"/> 申告する住宅ローン控除は2年目以降ですか。 | 1年目は年末調整では控除できません。確定申告が必要となります。 |
| | | |

【改正事項】 (図表→国税庁「令和2年分年末調整のしかた」より)

改正前後の控除に係る適用判定のフロー図



※改正前の「寡婦」に該当する方が、判定の結果「寡婦」に該当し、生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」に該当し、年末調整の際に申告する必要があります。



1. 給与所得控除に関する改正

- ①最低控除額が **55万円**となりました。
- ②収入 850万円超の控除上限額が **195万円**となりました (子育て・介護世帯を除く)。

2. 基礎控除及び所得金額調整控除の改正

合計所得金額が 2,500万円を超える所得者については、**基礎控除の適用を受けることはできないこと**とされました。

3. 扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

それぞれ **10万円**引き上げられています。



※医療費や寄付金など、年末調整で控除できないものがある場合は、各自で**確定申告**が必要になります。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：綿引)